

NEWSLETTER

August 2023

韓国の最新知財情報 - 2023年8月

- 韓国法院はなぜAIの発明者性を否認したのか ----- 01
- 特許権者は、韓国PTE制度の改善に関心を寄せなければならない ----- 03
- 自由実施デザイン抗弁に関する大法院の判決、および改正デザイン保護法について ----- 06
- 韓国特許庁、半導体特許の専担審査局を新設 ----- 10
- 2023年度上半期の知的財産権統計分析 ----- 11
- 特許および商標の特許庁手数料体系を大幅に改正 ----- 14

EDITOR



Young Mo KWON



Hyeon Gil RYOO



Hyungwon Chae

[MORE](#) ▼

このニュースレターは一般的な情報の提供を目的として発行されたものであり、Lee&Koの公式見解または法律意見ではありません。Lee&Koのニュースレターの受信をご希望でない場合は、このメールに返信または[こちら](#)をクリックし、件名に「受信拒否」とご記入のうえ、送信してください。

CONTACT



Patent Attorney
Seong Tahk AHN

T: +82,2,6386,6239
E: seongtahk.ahn@leekoip.com

韓国法院はなぜAIの発明者性を否認したのか

ソウル行政法院は、アメリカ人であるスティーブン・テイラー(Stephen Thaler)(以下、「原告」)が人工知能は発明者として表示できないと判断した韓国特許庁(以下、「被告」)を相手取り提起した特許出願無効処分取消請求訴訟において、2023年6月30日付で原告敗訴判決を下した。

法院は、原告が外国でも提起した裁判の結果のように、現行法における発明者は権利能力を有する自然人でなければならないという点を判決の主な根拠として挙げた。法院は、さらに、i)人工知能を発明者として認めることが産業発展に寄与すると断定できず、ii)現在の弱い人工知能(Weak AI)を発明者として認めなくても法律的空白が発生せず、iii)今後、強い人工知能(Strong AI)の時代が来たら、制度改善を通じて解決しなければならないという政策的な考慮も適した。以下、本件の経緯と法院の判断を紹介する。

1. 事件の経緯

原告は、ダブス(DABUS)という名称の人工知能を発明者として表示し、2019年9月17日にPCT特許出願(発明の名称:「食品容器及び改善された注意を引くためのデバイス及び方法(Food container and devices and methods for attracting enhanced attention)」)をした後、2020年3月12日に韓国国内段階に進出した。被告は、人工知能を発明者として記載することは特許法で定めた方式違背と見なし、発明者を自然人に補正するよう、2021年5月27日と2022年2月18日に要求した。原告がこれに応じなかったため、被告は2022年9月28日に上記特許出願に対して無効処分通知を行い、原告は2022年12月20日に行政訴訟を提起した。これは、米国、英国、ドイツ、豪州などで提起した訴訟に続き、アジアで提起された最初の訴訟であった。原告は2023年7月14日にソウル高等法院へ控訴状を提出した。

原告は、本件発明は人間が何ら介入せず人工知能が独自に導き出したものであるところ、本件発明の発明者を自然人に補正するよう要求することは、実質的に発明者要件を満たさない者を虚偽に記載することを求めるものであり、人工知能によって創作された発明が有効な特許として全く保護されなくなるという不当な結果をもたらすと主張した。

原告はまた、特許法上、出願書の「発明者欄」に自然人のみを表示しなければならないという明示的な規定がなく、発明の主体が人工知能であれば、これを発明者として記載できないとする理由がない上、技術と産業発展を図るという特許法の目的に照らしてみると、そのような記載を許容する現実的必要性も十分であると主張した。

2. 現行法による人工知能の発明者性の判断

法院は「発明をした者又はその承継人は、この法で定めるところにより特許を

受けられる権利を有する」と規定した特許法第33条第1項において、発明者は文言通り自然人であることを表示していると判断した。また、法院は特許出願書に発明者の「氏名及び住所」を記載するように規定した特許法条項(第42条第1項第4号、第203条第1項第4号)と、特許出願書に出願人の「氏名及び住所」を記載するが、法人が出願人である場合を別途予定して氏名と住所ではなく「法人の名称及び営業所の所在地」を記載するように規定した特許法条項(第42条第1項第1号及び第203条第1項第1号)を比較してみても、特許法における発明者は氏名と住所を有する自然人のみを予定していると判断した。

法院は、発明行為をすると特許法上で発明者の地位が付与され、特許権が発明者に原始的に帰属するため、発明者の地位は原則的に権利能力が前提されなければならないと判断した。民法では「ヒトは生存している間、権利と義務の主体となる」と規定し、原則として自然人にのみ権利能力が与えられることを明示しており、限られた範囲内で法人にも権利能力を与えているところ、人工知能は自然人と法人のいずれにも包摂されず、民法上の有体物としてモノに該当する余地が高いため、人工知能に権利能力を認めることもできないと判断した。

3. DABUSは弱い人工知能

法院はまず、人工知能を強い人工知能(Strong AI)と弱い人工知能(Weak AI)に区分した。強い人工知能は、入力された規則に限定されない能動的かつ複合的な思考が可能であり、アルゴリズムを設計し、基礎データ、規則がなくても自らデータを探して学習し、多数の領域で活用される。一方、弱い人工知能は、入力された規則を超えたり、人間のようにな動的かつ複合的な思考をすることは不可能である。法院は、現在の技術水準で強い人工知能が登場したと認められる資料がないと判断した。法院は、明細書を作成した代理人と被告のビデオ面談内容と被告が確認したDABUSの学習方法及び生成物を検討し、DABUSもその学習過程において人間が相当水準で介入しており、本件の発明はDABUSが生成した文章やグラフを弁理士が取りまとめて再作成したことを確認した。

4. AI発明者の認定と技術/産業発展との関係

法院は、人工知能を発明者として表示する場合、人工知能や開発者がより積極的に発明をする誘因が発生すると見る合理的根拠は不足しているのに対し、人工知能を発明者として認める場合、人間の知性の萎縮をもたらし、人間の革新に否定的影響を及ぼす恐れ、研究集約的な産業の崩壊の恐れ、法的紛争時の責任所在が不明確になる恐れ、少数の巨大企業が強力な人工知能を独占することにより、特許法が少数の権益のみを保護する手段として転落する危険性もある点などを考慮し、人工知能を発明者として認めるのが我が社会の技術及び産業発展を図るにあたって究極的に寄与すると断定することは困難であると判断した。

5. 人工知能が創作した発明が特許保護を受けられるように代案を提示する必要性の有無

原告は、人工知能を発明者として表示できない場合、人工知能が人間の介入なしに独自に行った発明に関して、誰も適法に特許を出願できなくなる問題が発生すると主張した。これに対し、法院はDABUSを含む現段階の人工知能は、人間の介入なしに独自に発明するほどの技術水準に達しておらず、現行法令上、人工知能を活用して発明に寄与した人間を発明者として表示して特許出願することを禁止していないため、原告が主張する問題は現実的に発生しないと見なした。現在の特許法体系において、被告が人工知能の創作した発明の保護に対する代案を提示せず補正を命じたからといって、これを不当と見なすことはできないと判断した。

法院は、将来、強い人工知能が出現する場合に原告の主張のような問題が現実化する可能性まで完全に排除することはできないが、これは技術的、政策的判断を経て、今後の制度改善を通じて解決すべき課題であると付け加えた。このような法院のコメントは(現在、国家知識財産委員会、特許庁などの知識財産権関係機関で進行中の)人工知能による発明の保護に関する制度改善の必要性を司法部の判決で初めて言及したことで意義が大きい。

CONTACT



Patent Attorney
Ja Young KOO

T: +82,2,6386,7857
E: jayoung.koo@leekoip.com



Patent Attorney
Mee SON

T: +82,2,6386,7962
E: mee.son@leekoip.com

特許権者は、韓国PTE制度の改善に関心を寄せなければ ならない

1. 背景

医薬品特許の存続期間の延長に関して、米国、欧州、日本などの主要国では5年の上限を設けており、これは韓国においても同様である。ところが、韓国には延長期間に対する更なる制限、即ち、医薬品許可日(MA)から欧州の15年上限や米国の14年上限のような制限がない。

このような存続期間の延長に対する制限の違いにより、医薬品の品目許可に関する特許の一部(一般的には、オリジナル化合物の特許に対してこれを改良した後続特許)に関しては、米国や欧州に比べてより長い特許権存続期間が認められる可能性があるところ、韓国のジェネリック製薬会社はこの点を問題視している。

2. 特許庁が現行PTE制度の改正案を発表

特許庁は、最近、現行のPTE制度に関して改正案を発表した。今回の改正案の主な内容は (i) 米国のように14年の上限(許可日から延長された特許権の存続期間の満了日が14年を超えないように制限することを意味する)を導入すること、(ii) 1つの医薬品の許可に基づいて、単に1つの特許だけが延長されるように延長対象特許の数を制限することである。特許庁が改正案を議員立法の形態で推進すると発表した後、2023年4月6日付で18人の国会議員が特許庁の提案とおり特許法の一部改正案を発議した。

公聴会などを通じて関連機関の意見を聞くようにする政府立法に比べて、議員立法はより簡素化した手続きで進めることができる。議員立法の場合、利害関係者が立法予告期間中に文書または国会立法予告サイトに掲載する方法で意見を提出することができるが、公聴会を通じる関連団体の意見聴取は求められない。したがって、特許庁が提案した改正案が近いうちに立法化されると予想される。

3. 現行のPTE制度に関する 이슈

特許庁によると、国別に異なる特許延長制度の国際的な調和、即ち、米国や欧州の特許延長制度と合致する方向に改正案が提案されたとしている。しかし、改正案が国際的な調和に符合するかに関して異論があり得る。

以下、現行の韓国、米国、欧州の延長制度を延長適格性、延長対象特許の数、延長された権利の効力範囲、延長期間別に比較した。

		韓国	米国	欧州
延長適格性	A	最初に許可された物質に関する特許発明	最初に許可された物質に関する特許発明	最初に許可された物質に関する特許発明
延長対象特許の数	B	複数個を許容	1つの特許権を選択	1つの特許権を選択
延長された権利の効力範囲	C-1	物質-有効成分	物質-有効成分	物質-有効成分
	C-2	用途-適応症	任意の用途	任意の用途
延長期間	D-1	臨床期間(最初の患者選定日～最終の患者観察終了日；単に国内臨床のみ)+ 食薬処の検討期間(実際に食薬処が検討した期間のみ)	½(臨床試験期間-帰責期間)+ (FDAの検討期間-帰責期間)(帰責期間を認めた事例は殆どない)	特許出願日～許可日までの期間-5年
	D-2	延長期間5年上限	延長期間5年上限	延長期間5年上限
	D-3	-	許可日から14年上限	許可日から15年上限

このように、韓国は、米国、欧州などに比べて延長期間の制限においてのみ異なるのではなく、延長された権利の効力範囲(C-2)および延長期間の算定方法(D-1)にも違いがあるにもかかわらず、延長対象特許の数(B)および延長期間中の許可日から14年の上限(D-3)規定において米国の延長制度と合致させることが改正案に含まれている。即ち、現行の韓国や米国、欧州の延長制度との主な相違点である延長された権利の効力範囲(C-2)や延長期間の算定方法(D-1)に対しては改正案に含まれていない。

延長された権利の効力範囲(C-2)に関して、米国では、延長された特許権は今後許可される如何なる用途の医薬品に対しても権利行使が可能であるようになっており、これは欧州においても同様である。

これについて韓国特許法の第95条は「特許権の存続期間が延長された特許権の効力は、その延長登録の理由となった許可などの対象物(その許可などにおいて、モノに対して特定の用途が定められている場合には、その用途に使用されるモノ)に関するその特許発明の実施行為にのみ及ぶ」と規定しており、ここで「特定の用途」を如何に解釈すべきかに関して大法院判例は未だない。しかし、韓国法院と特許庁では許可された用途の範囲を定めるにおいて「最初に許可された適応症と同一の範囲」と解釈する立場をとっている。例えば、疾病Aに対する許可に基づいて特許が延長された場合、ジェネリック製薬会社がオリジナル医薬品の後続許可された用途である疾病Bの治療に対してのみにジェネリック医薬品の許可を申請すると、延長された権利は疾病Aに対して許可されたモノを使用する場合に限られるため、特許権者は延長された存続期間中には特許権をジェネリック製薬会社の許可された医薬品に対して行使できないという立場を示している。

また、延長期間の算定方法(D-1)に関して、韓国PTE実務は米国に比べて非常に制限的な延長期間の計算法を適用している。このような計算法による特許権者の不利益は、単に1つの特許だけを延長の対象として認めることになる現在の改正案が適用される場合、さらに著しくなると思われる。

具体的に、韓国における延長期間は、基本的に臨床期間に食品医薬品安全処(「食薬処」)の許可書類の検討期間を加える方式で算定される。このような計算法は、概念的には米国の延長制度による延長期間の算定と類似したように見える。しかし、特許庁は、臨床期間を国内臨床期間に限定すると同時に、これを臨床試験計画承認日から許可申請日までの期間に定義せず、最初の患者登録日(FPI)から最後の患者観察終了日(LPO)までに制限するという点で、米国とは相当な違いがある。食薬処の許可書類の検討期間も、許可申請日から許可日までの期間ではなく、食薬処が実際に書類を検討した期間だけに制限される。これは、食薬処に提出した書類を補完するため食薬処が検討を行っていない期間は、特許権者の帰責期間であることを根拠にする。これとは対照的に、算定方法に帰責期間を明記している米国では、むしろ許可書類の補完を特許権者の帰責として認めるケースはない。

このため、統計によると、延長された医薬品特許の平均PTE期間は、韓国(約1.5年)は、米国、欧州、日本の延長期間の半分以下であることが示された(JPMA NEWS LETTER 2017、Jan.No.177)。

参考として、2023年7月に特許法院は、多国籍製薬会社の某医薬品特許に対するPTE無効事件で延長された期間をすべて有効であると判断したところ、争られた期間は、現行の特許庁告示によると、すべて延長が認められない期間であった。特許法院が該当期間を有効であると見なした理由は、該当期間は、実質的に許可の遅延を招かなかつたか、遅延を招いたとしても、その遅延と特許権者責任の相当因果関係が認められないため特許法に違背しないとのことであった。これは、上記米国の延長制度の実務における帰責期間の判断と軌を一にするものである。したがって、直ぐには米国、欧州などと類似になることは期待し難いが、特許権者の立場から今回の判決は、特許庁の現行の延長期間の算定方法(D-1)に対して特許法に違背することを理由に改善を求める根拠となり得る。当然、今回の最新判決は、未だ確定していないため、今後の大法院の最終判断の成り行きが注目される。

国別に異なる特許基準を調和させようとする努力が全世界的に進められており、このような努力が現在提案された延長制度改正案の根拠となっている。しかし、以前に施行された特許庁の延長制度改正と今回の改正案は、いずれも韓国と米国のPTE制度の延長された権利の効力範囲や延長期間の算定方法のより根本的な相違点を扱っていないため、存続期間延長制度を用いる特許権者の立場としては、心残りであると思われる。したがって、特許権者の立場から、延長された特許権の効力範囲、延長期間の算定方法などに対しても国際的調和の側面から改正すべきという意見の開陳が予想される。

CONTACT



Patent Attorney
Jiwoo JEONG

T: +82,2,6386,0776
E: jiwoo.jeong@leekojp.com

自由実施デザイン抗弁に関する大法院の判決、および改正デザイン保護法について

I. 大法院は、新規性喪失例外規定の適用根拠となった公知デザインに基づく自由実施デザインの抗弁は許容されないと判断

最近、大法院(最高裁に相当する)では、これまで議論になっていた新規性喪失の例外規定適用の根拠となった公知デザインが、誰でも自由に実施できる公衆の領域にあるかに関して判決を下した(大法院2023.2.23.宣告2022フ10012判決)。事案を紹介すると、以下の通りである。

1. 背景

Aは、デザインを創作した後、デザイン登録を受けたが、Aのデザインは出願前に検索ポータルサイトのブログを通じて公知された。但し、Aのデザイン出願日は、幸いにも公知日から6ヶ月以内であり、これはデザイン保護法第36条第1項が規定する新規性喪失例外の適用を受けるための期間内に該当する(現行法上は12ヶ月以内)。

BがAの登録デザインと類似したデザインを実施すると、AはBを相手に「確認対象デザインは、本件登録デザインと類似するためその権利範囲に属する」と主張しつつ特許審判院に権利範囲確認審判を請求した。

特許審判院は「確認対象デザインは自由実施デザインに該当せず、本件登録デザインと全体的に感じられる審美感が類似するので、本件登録デザインの権利範囲に属する」と判断して、Aの請求を認容する審決を下した。しかし、特許審判院においてAの出願前の公知デザインは証拠として提出されず、Bは確認対象デザインが第三者の先行デザインに基づく自由実施デザインに該当すると主張した。

Bは、特許審判院の審決に不服して特許法院に審決取消の訴えを提起し、特許法院の審理中にAの出願前の公知デザインを証拠として提出しつつ、確認対象デザインは先行デザインおよびAの出願前の公知デザインと類似するか、これらから容易に創作できる自由実施デザインに該当するため、本件登録デザインの権利範囲には属しないと主張した。

2. 特許法院の判断

特許法院は、Aの出願前の公知デザインに基づくBの自由実施デザインの抗弁は許容されると判断した。デザイン登録出願以前に既に公共の領域に置かれたデザインは、出願者自らによる公知を含め、誰かの独占権の対象となり得ず、すべての者によって自由に実施されなければならないことが原則であり、新規性喪失の例外がその公知デザインに基づく自由実施デザインの抗弁

までを不可能にするならば、これは第三者の利益を害さない限度で衡平を図るために本例外規定を導入した趣旨に反するとのことである。即ち、特許法院は、BがAの出願前の公知デザインが公共の領域に置かれたと合理的に信じて、このような第三者を保護することが衡平に反しないと判断した。

3. 大法院の判断

しかし、大法院は、上記特許法院の判断には、新規性喪失の例外規定と自由実施デザインに関する法理を誤解した誤りがあるとしつつ、確認対象デザインが登録デザインの権利範囲に属するかを判断する際に、新規性喪失例外規定の適用根拠となった公知デザインまたはこれらの組み合わせによって容易に実施できるデザインが、誰でも利用できる公共領域にあることを前提にする自由実施デザインの主張は許容されないと判決した。その根拠は、以下の通りである。

- デザイン登録出願前に公知されて公共の領域にあったデザインであっても、新規性喪失例外規定の適用を受けて登録されると、これと同一または類似のデザインは登録無効が確定されない限り、登録デザインの独占・排他権の範囲に含まれる
- デザイン保護法は、第三者とデザイン登録を受けられる権利を有する者との間の利益バランスを図るために、第36条第2項に新規性喪失例外規定の適用を受けるための時期的・手続的要件を定めており、新規性喪失例外規定が適用されても出願日自体は遡及されない
- 自由実施デザインの法理は、基本的に登録デザインの出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が公知デザインまたはこれらの組み合わせによって容易に実施できるデザインは、公共の領域にあるものとして誰もが利用できなければならないという考えに基づく。ところが、デザイン登録出願前に公共の領域にあったデザインであっても、新規性喪失例外規定の適用を受けて登録されると、登録デザインの独占・排他権の範囲に含まれることになる。そのため、新規性喪失例外規定の適用根拠となった公知デザインが、誰もが利用できる公共の領域にあると断定することはできない
- 新規性喪失例外規定の適用根拠となった公知デザインに基づく自由実施デザインの主張を許容すると、公知デザインに対してこれといった創作的寄与をしていない第三者に対して、デザイン保護法がデザイン権者と第三者との間の衡平を図るため認める先使用による通常実施権(デザイン保護法第100条)などを超える無償の実施権限を与えることになるので、認め難い

上記の大法院判決によって長い間議論されてきた事案が整理された。大法院は、第三者と権利者との衡平性を考慮すると、新規性喪失の例外に該当するデザインの場合であれば、これ以上、公共の領域にあるとは見做されないため、これを根拠に自由実施デザインに該当するという抗弁を許容せず、このような場合は登録デザインの権利者を保護することが妥当であると判断したものと言える。該当論理は、デザイン侵害事件若しくは特許事件に対しても十分に適用が可能なことである。

II. 改正『デザイン保護法』について

最近「デザイン保護法」が改正され、2023.12.21.より施行される予定である。その主な内容を以下に紹介する。

1. 関連デザインのデザイン登録出願期間の延長

「関連デザイン」とは、自身の登録デザインまたは出願デザイン(両者を「基本デザイン」という)とのみ類似するデザインに対して登録を受けられるようにした制度である。多くの企業が模造品の生産などを防止するために、製品を発売しつつ製品の関連デザインを登録出願し、以後、市場の反応によって後続製品を発売するときに、既存の製品デザインを一部改良または変形して販売している。かかる場合、後続デザインを全く新しいデザインではなく、基本デザイン権に対する「関連デザイン」として登録出願することができるが、現行の「デザイン保護法」では、このような関連デザインの出願期間を「基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内」に規定しているため、後続デザインの保護に限界があった。

今般の改正では、関連デザインの出願期間を「基本デザインのデザイン登録出願日から3年以内」に延長して(第35条第1項)、後続製品の開発および販売のためのデザイン権の保護範囲を拡大することによって、企業のデザイン経営を支援し競争力のある保護を可能にした。

2. 関連デザイン登録要件の明確化

今般の改正では、関連デザインのデザイン権を設定登録するときに、基本デザインのデザイン権が設定登録されていない点を確認しなければならないという点を明確に規定した。即ち、基本デザインのデザイン権が設定登録されていないか、取消し、放棄、または無効審決などによって消滅した場合、関連デザインの登録ができないように但書条項を追加した。

さらに、基本デザインとのみ類似する2つ以上の関連デザイン登録出願がある場合、これらのデザインの間には、デザイン登録時に第33条第1項各号(新規性)および第46条第1項、第2項(先出願)が適用されないようにする条項(第35条第4項)を新設した。

3. 新規性喪失の例外主張の適用拡大

出願前にデザインが既に公開されている場合は、新たなデザインではないため(新規性喪失)、原則的にはデザイン登録を受けられないが、公開から12ヶ月が過ぎていない「自身」のデザインに対しては、例外的に登録拒絶理由から除いて登録を受けられるようにデザイン保護法第36条(新規性喪失の例外)に規定している。現行の「デザイン保護法」では、新規性喪失の例外に対する主張および書類提出の時期について、出願時、登録決定通知書が発送される前まで、異議申立に対する答弁書を提出するとき、および無効審判に対する答弁書を提出するときに制限している。しかし、改正「デザイン保護法」では、そのような手続的制限を削除して(第36条第2項を削除)、権利者がより幅広く容易に新規性喪失の例外を主張して適用を受けられるようにした。

4. 優先権主張の手続きの改善

現行法において、優先権を主張しようとする者は最初の出願日から6ヶ月以内にデザイン登録出願をしなければならないが、優先権を主張した者は関連書類を3ヶ月以内に提出しなければならない(第51条第2項、第4項)。今般の改正

では、正当な事由がある場合に優先権主張および関連書類の提出期間を2ヶ月延長できるようにする、優先権主張の追加・補正期間を設けた(第51条第5項、第51条の3を新設)。即ち、優先権主張の追加的な手続きを設けることによって権利者の権益を強化した。しかし、優先権主張および関連書類の提出期間が延長され得る事由として「正当な事由」を規定しており、具体的に如何なる場合がこれに該当するのかに関して、今後の特許庁若しくは法院の判断に注目する必要がある。

CONTACT



Patent Attorney
Joonyoung KWAK

T: +82,2,6386,7908
E: joonyoung.kwak@leekoip.com



Patent Attorney
Hyungwon CHAE

T: +82,2,6386,6632
E: hyungwon.chae@leekoip.com

韓国特許庁、半導体特許の専担審査局を新設

韓国政府は、世界の特許主要国で初めて半導体技術を専担する審査組織である「半導体審査推進団」を設置した。世界的に半導体産業の競争が深まっている状況において、韓国における半導体産業を保護および強化するためのシステムを構築し、現政府の「半導体などの核心国家戦略技術の保護・育成」の国政課題を後押しするためである。

これに先立ち、特許庁は、半導体技術分野の技術流出防止と特許審査を迅速に提供するために、半導体の民間専門家30人を審査官として採用した。しかし、既存の半導体の審査官が電気(素子・工程)、化学(素材)、機械(装備)を担当する組織に分散しているため、審査力量を1ヶ所に結集させるシナジー効果を示すのが困難であった。今回、半導体審査推進団の発足を契機に、既存の経歴審査官と新規採用された半導体の専門審査人材を半導体の技術分野の審査に集中投入し、迅速な審査の処理が行われる見込みである。

「半導体審査推進団」には、計167人の人材が投入される。電気通信審査局の100人と化学生命審査局の15人、機械金属審査局の21人が半導体専担審査局に再配置され、ここに、新規専門審査官30人が投入された。この半導体審査推進団は、半導体の設計から素材・部品・工程に至るまで、半導体技術の全分野に対する特許出願の審査をすることになり、特許庁は既存の審査官と新規の審査人材を適正な割合で配置して協議審査のような円滑な協業環境を設けるという計画である。

半導体審査推進団の組織構成は、次の通りである。

審査課	審査分野
半導体製造工程審査課	半導体露光/エッチング/蒸着/素子工程
半導体設計審査課	半導体素子/回路、メモリ回路、半導体応用設計
ディスプレイ審査課	画像駆動/素子/光学/応用、OLED
半導体素材審査チーム	半導体工程素材、光化学/電子部品素材、光半導体
半導体組立工程審査チーム	半導体基板製造、パッケージ工程、検査技術、基板加工
半導体製造装備審査チーム	半導体薄膜/積層/基板処理/基板搬送工程

一方、韓国特許庁は、半導体技術分野の特許出願を2022年11月1日から1年間、優先審査を対象に指定したことはあったが、韓国において半導体技術分野の特許出願の割合が高いことを考慮すると、特許庁内の審査が滞る現象をさらに加重させるのではないかという憂慮の声があった。今回の「半導体審査推進団」の設置によって、半導体技術分野の特許出願の優先審査を遅滞なく行うことが期待される。

CONTACT



Patent Attorney
Eui Yon HAN

T: +82,2,6386,6603
E: euiyon.han@leekoip.com

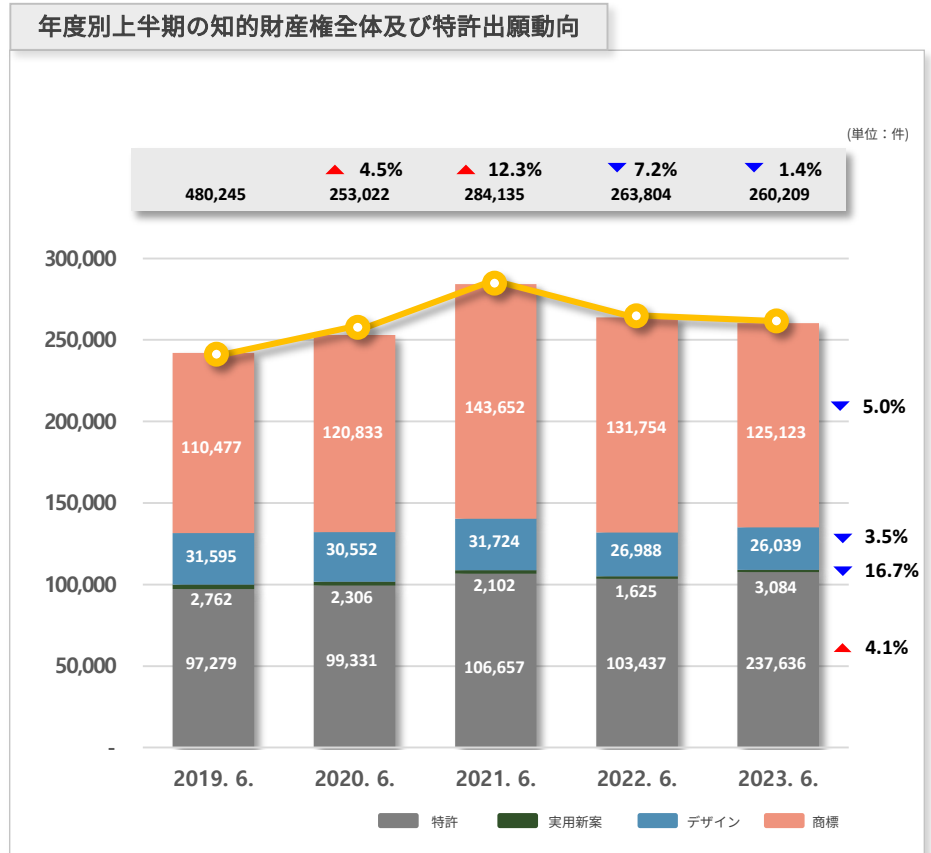
2023年度上半期の知的財産権統計分析

2023年度上半期の知的財産権出願の統計を分析した。2023年上半期に韓国特許庁に出願された特許出願が約10.7万件を記録して、前年同期比4.1%増加したことが分かった。

一方、韓国出願人の海外特許出願件数も前年同期比25.5%増加した。

1. 年度別上半期の知的財産権全体及び特許出願動向

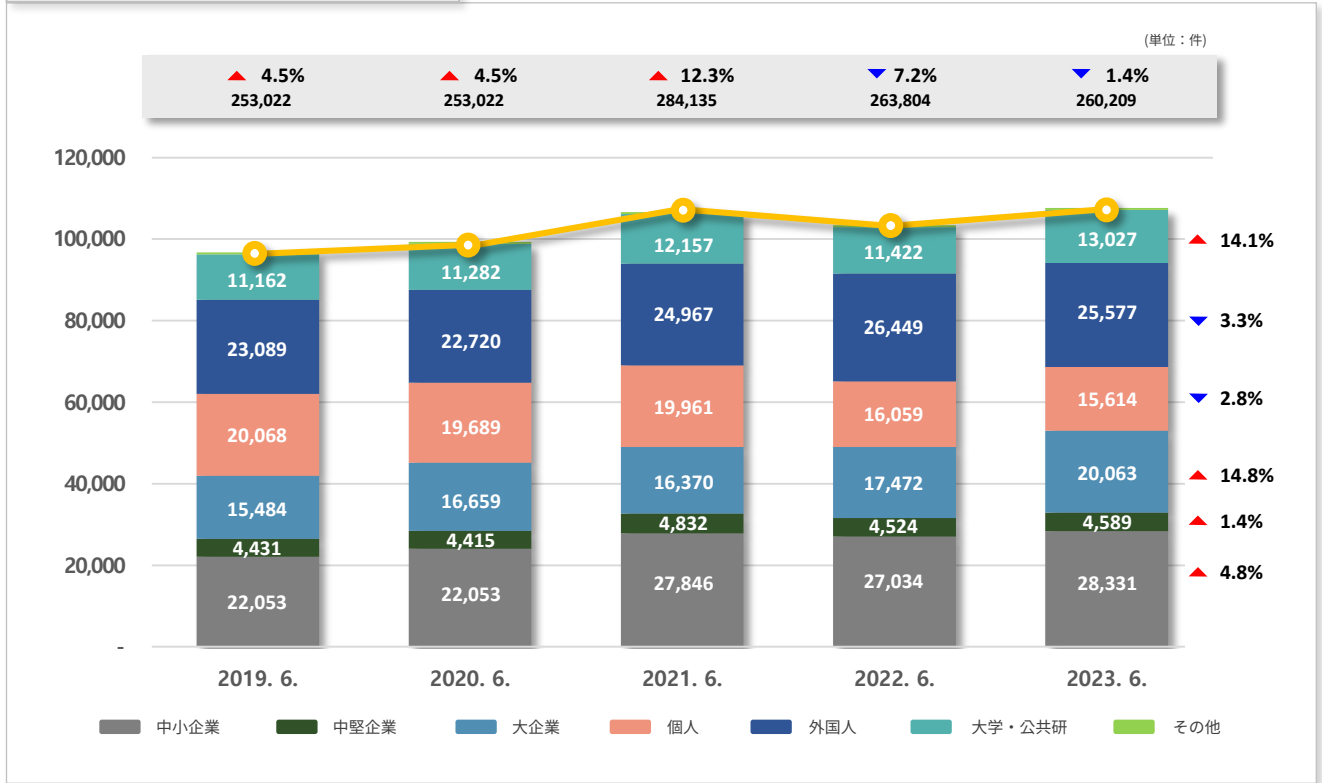
2023年上半期に韓国特許庁に出願された知的財産権の全体出願は約26万件で前年同期比1.4%減少したが、特許出願は約10.7万件で前年同期比4.1%増加した。



2. 出願人の類型別、技術分野別の上半期特許出願動向

2023年上半期に韓国特許庁に出願された特許出願の出願人の類型別では、大企業(▲14.8%)、中小企業(▲4.8%)、大学・公共研(▲14.1%)の出願が前年同期比で増加したのに対し、個人(▼2.8%)、外国人(▼3.3%)の出願は減少した。

出願人の類型別上半期特許出願動向



技術分野別では、半導体(4,406件、▲16.2%)、デジタル通信/情報伝送(3,651件、▲18.9%)、電気機械/エネルギー/2次電池製造(5,581件、▲6.1%)など、韓国の輸出主力産業を中心に増加し、電子商取引/仲介取引(4,689件、▼6.1%)、運送/電気自動車制御調整(2,889件、▼7.8%)、有機精密化学/化粧品製剤(1,865件、▼7.0%)などの分野は減少した*。

出願件数および増加率上位分野

	技術分野	2022.4.	2023.4.
1	半導体	3,792	4,406(▲16.2%)
2	デジタル通信	3,071	3,651(▲18.9%)
3	電気機械/エネルギー	5,262	5,581(▲6.1%)
4	コンピューター技術	4,596	4,751(▲3.4%)
5	食料品	1,402	1,583(▲12.9%)

出願件数および減少率上位分野

	技術分野	2022.4.	2023.4.
1	電子商取引	4,993	4,689(▼6.1%)
2	運送	3,135	2,889(▼7.8%)
3	有機精密化学	2,005	1,865(▼7.0%)
4	医薬	1,801	1,712(▼4.9%)
5	機械要素	1,025	941(▼8.2%)

3. 韓国出願人の海外特許出願動向

韓国出願人の海外主要国特許出願件数も毎年着実に増加している。例えば、韓国出願を優先権主張した海外出願件数**は、2023年上半期に29,271件で前年同期比25.5%増加した。

* 技術分野別の統計は、出願書の技術分類期間が約2ヶ月かかるため、2023年1~4月の累積データを基準とした。

**韓国出願人の海外直接出願件数は含まないため、海外特許庁が集計した韓国出願人の全体出願件数と相違がある

国別に見ると、米国特許出願が14,800件で海外特許出願件数の全体の約半分(50.6%)を占め、次いで中国8,827件(30.2%)、欧州2,118件(7.2%)の順だった。

前年同期比韓国出願人の海外特許出願増加率を見ると、インド(▲1,795%)が最も高く、台湾(▲31.5%)、中国(▲29.8%)、ベトナム(▲24.3%)、米国(▲22.2%)の順だった。

2023年上半期の韓国出願人の海外特許出願現況				
区分	2021.6.	2022.6.	2023.6.	
			出願	増減率
米国	9,929	12,113	14,800	▲22.2%
中国	5,334	6,800	8,827	▲29.8%
欧州(EPO)	1,581	1,982	2,118	▲6.9%
台湾	955	1,188	1,562	▲31.5%
インド	66	55	1,042	▲1,795%
日本	825	834	892	▲7.0%
ドイツ	200	221	243	▲10.0%
ベトナム	113	103	128	▲24.3%

特に、2023年の韓国企業のインド(1,042件、▲1,795%)、台湾(1,562件、▲31.5%)、ベトナム(128件、▲24.3%)などへの海外特許出願が持続的に増加している。

このように、韓国企業の海外特許出願の対象国が従来の米国や中国中心から抜け出しているが、これは韓国企業が進出する海外市場の多様化の影響であると分析される。

CONTACT



Patent Attorney
Hyungwon CHAE

T: +82_2_6386.6632
E: hyungwon.chae@leekoip.com

特許および商標の特許庁手数料体系を大幅に改正

特許庁は、特許登録料の引き下げ、審査請求料の引き上げなどを含む改正「特許料などの徴収規則」を2023年8月1日から公布および施行すると明らかにした。特許登録料の引き下げは、高金利・高物価の時代に企業の経済的負担を緩和し、技術革新を促進するために導入されたものである。一方、分割出願手数料と特許審査請求料を引き上げたが、これによって特許権者の負担が増加することもあり得る。

本改正の主な内容は、以下の通りである。

1. 特許登録料の引き下げ

特許登録料(設定登録料+年次登録料)の全項目に関して、基本料と請求の範囲1項当たりの加算料が約10%引き下げられた。特許登録料は、特許手数料のうち発明家および企業にとって最も負担が大きい費用であって、今般の改正を通じて近年20年ぶりに一括的に引き下げられたものである。これまで、社会的・経済的弱者である個人・中小企業などに限って特許登録料の一部を減免する多様な政策が持続的に推進されたが、今般の改正によってすべての経済主体に恩恵が与えられ得る。今般の引き下げ措置を通じて、企業などが特許保有件数と保有期間を増やすことに投資して、技術革新にさらに邁進できるものと期待される。

2. 権利別移転登録料を調整

特許・商標・実用新案・デザインの移転登録料のうち、商標11万3千ウォン、特許5万3千ウォンの移転登録料がそれぞれ65%、25%が引き下げられ、実用新案・デザインの移転登録料(4万ウォン)と同一の金額に下方調整された。

3. 商標手数料の引き下げおよび指定商品加算金の賦課基準を調整

商標出願・登録段階の手数料が1類当たり1万ウォン引き下げられたが、基本指定商品の個数が20個から10個に縮小された。即ち、1商品類当たりの指定商品の加算金賦課基準が、現行の20個超過から10個超過に変更された。特許庁によると、実際に使用していない商標・商品の登録により、真の事業者の権利取得および商標選択範囲を制限する問題を解決するために、このように変更したものだという。

4. 分割出願加算料の導入

分割出願の回数に関係なく一律的に適用されていた既存の分割出願手数料に一定回数(2回~5回)に対して回数当たりの累進制が適用されるように変更された。即ち、1回の分割出願時には、新規出願料と同一の手数料が賦課されるが、2回、

3回、4回、および5回以上の分割出願時には、それぞれ新規出願料の2倍、3倍、4倍、および5倍に該当する手数料が賦課される。このような加算料の導入は、特許分割出願制度が単純に出願状態の持続および審査処理遅延の手段として用いられるという問題意識に係るものだという。

5. 特許審査請求料の引き上げ

特許審査請求の基本料と請求の範囲1項当たりの加算料が一定部分引き上げられた。欧州連合、米国、日本などの海外主要国に比べ、非常に低く策定されていた特許審査請求料を一定部分現実化しようとするものと判断される。しかし、今般の引き上げにもかかわらず、韓国における平均的な審査請求料は、依然として海外主要国の半分以下である。

以下の表は、本改正の主な変動事項をまとめたものである。

特許				
手数料の名称		現行	改正	施行基準
特許登録料	(1~3年の設定登録料)	KRW84,000	KRW75,000	設定登録料は登録決定日が2023年8月1日の件から適用、 年次登録料は納付日(正常納付期間内)が2023年8月1日の件から適用
	請求項第1項に対する基本料	(USD66.00)	(USD59.00)	
	追加請求項1項ごとの加算料	KRW39,000 (USD31.00)	KRW36,000 (USD28.00)	
	(4~6年の年次登録料)	KRW62,000	KRW56,000	
	請求項第1項に対する基本料	(USD49.00)	(USD44.00)	
	追加請求項1項ごとの加算料	KRW22,000 (USD17.00)	KRW20,000 (USD16.00)	
(7~9年の年次登録料)	請求項第1項に対する基本料	KRW138,000 (USD109.00)	KRW124,000 (USD98.00)	
	追加請求項1項ごとの加算料	KRW38,000 (USD30.00)	KRW34,000 (USD27.00)	
(10~12年の年次登録料)	請求項第1項に対する基本料	KRW295,000 (USD233.00)	KRW265,000 (USD210.00)	
	追加請求項1項ごとの加算料	KRW55,000 (USD43.00)	KRW49,000 (USD39.00)	
(13~20年の年次登録料)	請求項第1項に対する基本料	KRW415,000 (USD328.00)	KRW373,000 (USD295.00)	
	追加請求項1項ごとの加算料	KRW55,000 (USD43.00)	KRW49,000 (USD39.00)	
分割出願料		新規出願料と同一	1回:新規出願料と同一 2回:新規出願料の2倍 3回:新規出願料の3倍 4回:新規出願料の4倍 5回以上:新規出願料の5倍	以前の分割出願回数にかかわらず、2023年8月1日から起算

手数料の名称		現行	改正	施行基準
審査請求料	請求項第1項に対する基本料	KRW187,000 (USD148.00)	KRW217,000 (USD172.00)	2023年8月1日に出願された特許出願から適用
	追加請求項1項ごとの加算料	KRW44,000 (USD35.00)	KRW51,000 (USD40.00)	
特許権の移転登録料(印紙税・免許税を含む)		每件KRW94,600 (USD75.00)	每件KRW81,600 (USD65.00)	2023年8月1日に移転関連書類が提出された件から適用

商標

手数料の名称	現行	改正	施行基準
商標登録出願料	KRW62,000 (USD49.00)	KRW52,000 (USD41.00)	2023年8月1日に出願された件から、または更新登録の申請が行われた件から適用
商標権の設定登録料	KRW211,000 (USD167.00)	KRW201,000 (USD159.00)	
商標権の存続期間更新登録料	KRW310,000 (USD245.00)	KRW300,000 (USD237.00)	
1商品類当たりの指定商品の加算金	1商品類当たりの指定商品20個超過時に1個当たりKRW2,000 (USD2.00)	1商品類当たりの指定商品10個超過時に1個当たりKRW2,000 (USD2.00)	
商標権の移転登録料 (印紙税・免許税を含む)	每件KRW154,600 (USD122.00)	每件KRW81,600 (USD65.00)	2023年8月1日に移転登録の申請が行われた件から適用

* 2023年8月1日基準の為替レートUSD1=KRW1,264.70が適用され、四捨五入されています。